3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

大美川は、その源を鹿児島県大島郡龍郷町（以下「龍郷町」という。）の西部にある本茶峠に発し、中勝川、戸口川等の支川を合わせて東シナ海に注ぐ幹川流路延長6.8㎞、流域面積28.3㎢の二級河川である。また、その支川である戸口川は、その源を龍郷町の南西部の山地に発し、松の木川等の支川を合わせて大美川の河口部に合流する流路延長5.8㎞の二級河川である。

大美川水系の流域には、奄美空港方面から奄美市街地に至る一般国道58号が存するほか、住家、公共施設、大型スーパー、並びに自動車関連及び食品関連等の事業所が集積している。

大美川水系の流域は、年間平均降水量が約2,800㎜に達する多雨地域であり、河川の流路延長が短く、河床勾配が急であることなどから、上流部で降った雨が短時間で下流部に集まりやすい地形となっており、前線及び台風による集中豪雨の際には幾多の洪水被害を受けている。特に、平成22年10月、平成23年９月と２年連続して時間雨量100㎜を超える集中豪雨に見舞われ、延べ205戸が浸水するなどの洪水被害が発生している。

大美川水系の治水対策は、奄美群島復興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく復興事業等により、昭和29年度から大美川の下流区間、戸口川等で実施し、また平成25年８月に大美川水系河川整備基本方針を、平成26年４月に大美川水系河川整備計画をそれぞれ策定し、大美川の基準地点である大美橋における整備目標流量を370㎥／秒、戸口川の主要地点である川渡橋における整備目標流量を180㎥／秒として、河道掘削、河道拡幅及び築堤の整備を実施しているところである。

本件事業は、現況流下能力が不足し、洪水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、平成22年10月及び平成23年９月と同規模の降雨が発生した場合においても床上浸水被害が発生しないことを目的とし、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、洪水被害の防止または軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、生活環境等に与える影響については、低騒音型機械等を使用するなど、工事期間中における流域住民や環境に配慮しながら施工することとしている。

また、起業者が平成27年７月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるアマミノクロウサギ、コウノトリ、天然記念物であるアマミトゲネズミ、ケナガネズミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物であるアマミヤマシギ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているリュウキュウアユ、ヨロイボウズハゼ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、タメトモハゼ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアマミハナサキガエル、アサガラハゼ、ヒゲワラスボ、ルリボウズハゼその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤエヤマネコノチチその他重要な種が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置により影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、コウノトリ、リュウキュウアユ、ニホンウナギ、タメトモハゼ、ヨロイボウズハゼ及びルリボウズハゼについては、生息環境の悪化が懸念されることから、工事濁水等の処理、水制工の設置等の対策を行い、河川環境への影響を極力抑えることとしている。ヤエヤマネコノチチについては、本件事業区域内に生育する個体を、専門家の指導助言を受け事前に周辺の適地に移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、工事の実施に当たり文化財等が確認された場合には、起業者は鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において平成22年10月及び平成23年９月と同規模の降雨が発生した場合においても床上浸水被害が発生しないことを目的として、河道掘削、河道拡幅及び築堤を行う河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、河道掘削、河道拡幅及び築堤案（以下「申請案」という。）並びに河道拡幅及び築堤案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、河川環境に影響を与えるものの工事濁水の処理等の対策を行うことで影響を極力抑えていること、用地取得面積及び移転家屋数が少ないこと、橋梁延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現況流下能力が不足しているため、洪水被害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、その被害を防止または軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を完成させる必要があると認められる。

また、龍郷町議会から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県大島郡龍郷町役場